

(仮称) 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（素案）への意見募集について

練馬区

- 新たに制定する条例へのご意見を、区民意見反映制度により募集します。
  - ご意見は、平成26年12月10日までに、郵送、ファクスまたは電子メールで下記担当へご送付ください。
  - 住所、お名前（ふりがな）、連絡先の電話番号、素案に対するご意見を明記してください。
- ※ いただいたご意見は、匿名で公表させていただく場合があります。

【担当】 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1  
練馬区 健康福祉事業本部 福祉部  
介護保険課 事業者係  
電話 03-5984-4589 ファクス 03-3993-6362  
電子メール kaigo@city.nerima.tokyo.jp

## 1 条例制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」が平成25年6月14日に公布されたことにより、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたほか、関連する法令についても改正が行われました。

これらの改正により、従来、国において定めていた「指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等について、区の条例で定めることとされました。これを受け、区として新たにこれらの基準について条例を制定します。

この度、条例の素案がまとまりましたので、区民意見反映制度によりご意見を募集いたします。

## 2 条例制定に当たっての考え方

条例制定に当たっては、①「従うべき基準」（厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの）、②「参酌すべき基準」（厚生労働省令で定める基準を参酌するもの）が示されています。区では国の基準を踏まえ、区の基準を定めることとします。

## 3 対象とするサービス

本条例が対象とするサービスは、「指定介護予防支援」および「基準該当介護予防支援」です。

### ※ 介護予防支援とは

要支援1・2の方を対象に、地域包括支援センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士などが、どのサービスをどのくらい使うかを定める介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるように、サービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。

## 4 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

## 5 制定する内容

介護保険法において条例で定めることとされたつぎの内容について、今回制定する条例に規定します。

- (1) 指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（介護保険法第59条第1項第1号ならびに第115条の24第1項および第2項関係）
- (2) 指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の法人格の有無に係る基準（介護保険法第115条の22第2項第1号関係）

※ 詳細については、別紙「(仮称)練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（素案）」のとおりです。

## 6 施行期日

平成27年4月1日（予定）

## 7 今後のスケジュール

平成26年11月21日 区民意見反映制度による意見募集の実施  
意見募集期間：11月21日（金）～12月10日（水）  
周知方法：ねりま区報11月21日号および区ホームページ

平成27年2月 条例案を平成27年第一回練馬区議会定例会に提出予定

平成27年4月1日 条例施行予定